

〇子ども家庭庁告示第十六号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和五年内閣府令第七十二号）附則第二項の規定に基づき、同令第一条の規定による改正後の児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の十二第一項の審査・証明事業を令和五年十二月二十六日付けで認定したので、同令第五条の二の二十三第一項の規定により告示する。

令和五年十二月二十六日

子ども家庭庁長官 渡辺由美子

- 一 認定法人の名称 一般財団法人日本ソーシャルワークセンター
- 二 認定法人の所在地 東京都港区港南四丁目七番八号都漁連水産会館
- 三 審査・証明事業の名称 子ども家庭ソーシャルワーカーの知識及び技術についての審査・証明事業